広島県告示第六百八十九号

令和六年広島県告示第五百三十号（令和六年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和六年七月四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更前	変更後
一　地籍調査本体事業 二・三　（略）	一　地籍調査本体事業 二・三　（略）

一　地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
（略）	（略）	（略）
東広島市	（略）	（略）
江田島市	（略）	（略）

一　地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
（略）	（略）	（略）
東広島市	（略）	（略）
廿日市市	津田字松ケ峠の一部ほか、津田字東横矢・下市の一部	事業計画決定の日～令和七年三月三一日
江田島市	（略）	（略）